

(機密性 2 情報)

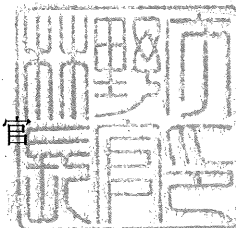
(省内限り)

26 林政第 596 号

平成 27 年 3 月 26 日

木材利用推進中央協議会 会長 殿

林野庁長官



特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）の周知について

今般、特定個人情報保護委員会事務局長から、別添のとおり、平成 26 年 12 月に公布された「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（以下「ガイドライン」という。）の周知要請がありました。

つきましては、貴団体におかれましては、特定個人情報について、ガイドラインを踏まえた適正な取扱いを確保するとともに、貴団体傘下法人に対し、ガイドラインを周知いただくようお願いいたします。

なお、ガイドライン等に関する御質問については、次に記載の窓口にお問合せください。

○ガイドラインに関する御質問

特定個人情報保護委員会事務局 03-6441-3693

・ガイドラインの掲載先（特定個人情報保護委員会ホームページ）

<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/>

○マイナンバー（社会保障・税番号）制度に関するお問合せ

マイナンバーコールセンター

0570-20-0178（全国共通ナビダイヤル）

受付時間：平日 9 時 30 分～17 時 30 分（土日祝日・年末年始を除く。）

・マイナンバー制度に関する情報

社会保障・税番号制度ホームページ（内閣官房ホームページ）

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

(機密性 2 情報)

(省内限り)



26 評 第 895 号
平成27年3月6日

林野庁長官 殿

大臣官房評価改善課長

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）
の関係団体等への周知について（依頼）

今般、特定個人情報保護委員会事務局長から別添のとおり特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）の関係団体等への周知について（依頼）（平成26年12月24日付け特個第507号）があったので、別紙「ガイドラインの周知文例等について（関係団体用）」に沿って関係する団体へ本ガイドラインを周知願います。



別添



特 個 第 507 号
平成 26 年 12 月 24 日

農林水産省大臣官房長 殿

特定個人情報保護委員会事務局長
(公 印 省 略)

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）
の関係団体等への周知について（依頼）

この度、当委員会において「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（以下「ガイドライン」という。）を決定し、平成 26 年 12 月 11 日に公布したところです。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）に基づき、平成 27 年 10 月（予定）以降、全国民に個人番号が付番されることとなります。これを受け、行政機関、事業者等において、個人番号及び特定個人情報（個人番号をその内容を含む個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う全ての者に番号法が適用されます。

ガイドラインは、番号法第 4 条及び第 37 条に基づき、特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めているものです。

貴府省庁においては、上記趣旨をご理解いただき、関係団体等に対しガイドラインを周知いただくようお願いいたします。

なお、ガイドラインは、関係資料と併せて当委員会のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

（添付資料）マイナンバー制度及びガイドラインについて

（参考）当委員会ホームページ掲載資料

<http://www.cao.go.jp/bangouseido/ppc/guideline/guideline.html>

（平成 27 年 1 月 15 日に URL が変更されます。）

〈掲載資料〉

- ・ガイドライン
- ・Q&A
- ・マイナンバーガイドライン入門

